

労働者派遣法に基づくマージン率について

2012年10月1日付改正労働者派遣法施行に伴い、マージン率を下記のとおり公開します。

－ 記 －

1. 労働者派遣法に基づく公開情報

労働者派遣者数	7人
派遣先事業所数	4件
1人1日あたり労働者派遣料金	41,371円
1人1日あたり派遣労働者の賃金	23,438円
マージン率	43.3%
マージン率に含まれる費用	社会保険料（厚生年金、健康、雇用、労災） 福利厚生費（慶弔見舞金、各種社内行事、資格取得支援等） 教育研修費、事業運営費、営業利益等

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象となる派遣労働者	実施方法	賃金支給	労働者の負担
入職時教育	雇入れ時	Off-JT	有	無
職能別教育	派遣中	Off-JT	有	無
階層別教育	派遣中	Off-JT	有	無

3. キャリアコンサルティング

相談窓口：経営本部

連絡先：06-6105-1200

4. 労働者派遣法 第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定締結の有無：締結している

労使協定対象労働者の範囲：全ての派遣労働者

労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日

以上